

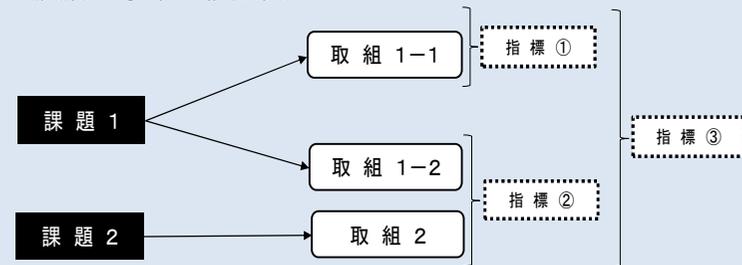
第7次計画までの進捗管理・評価方法

- 第5次計画から、4疾病5事業について評価指標を設定し進捗管理・評価を実施
- 第6次計画から、5疾病5事業在宅について評価指標を設定するとともに取組の事業実績と合わせて進捗管理・評価を実施。それ以外の疾病・事業については取組の事業実績により進捗管理・評価を実施
- 第7次計画では、評価指標と取組を紐づけ、評価指標の設定を5疾病5事業在宅以外の疾病・事業（リハビリテーション医療、外国人患者への医療、歯科保健医療等）にも拡大するほか、各疾病・事業の協議会等で評価内容を検討する方法に変更

第7次計画での進捗管理・評価方法

評価指標を設定した疾病・事業

< 疾病・事業の構成例 >



各指標の評価 + 各取組の実績 = 疾病・事業の評価

- 指標は評価し、取組は事業実績を記載
- 5疾病5事業在宅は、疾病・事業単位での評価を実施

各疾病・事業の協議会等で
評価内容について検討

保健医療計画推進協議会にて
評価結果を報告、意見交換

評価結果を踏まえて
適宜指標や計画を見直し

評価指標未設定の疾病・事業

都で取組の事業実績をとりまとめ、保健医療計画推進協議会に報告し意見交換を行い、適宜計画を見直し

第8次計画における進捗管理・評価方法（案）

- 第8次計画から新興感染症発生・まん延時の医療を新たに追加し、**5疾病6事業在宅等について評価指標を設定**
- 第8次計画については、**第7次計画の進捗管理・評価方法を継続し**、7年度以降評価等を実施

第8次東京都保健医療計画 目次

項目	指標
第1部 保健医療福祉施策の充実に向けて	-
第1章 計画の考え方	-
第2章 保健医療の変遷	-
第3章 東京の保健医療をめぐる現況	-
第1節 都民から見た保健医療の現状	-
第2節 保健医療資源の現状	-
第4章 地域医療構想	○
第5章 保健医療圏と基準病床数	-
1 保健医療圏	-
2 事業推進区域	-
3 基準病床数	-
第6章 計画の推進体制	-
第2部 計画の進め方	-
第1章 健康づくりと保健医療体制の充実	-
第1節 都民の視点に立った医療情報の提供・都民の理解促進	-
第2節 医療DXの推進	○
第3節 保健医療を担う人材の確保と資質の向上	○
第4節 生涯を通じた健康づくりの推進	-
1 生活習慣の改善(栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙等)	○
2 母子保健・子供家庭福祉	○
3 青少年期の対策	○
4 フレイル・ロコモティブシンドロームの予防	○
5 COPD(慢性閉塞性肺疾患)の予防	○
6 こころの健康づくり	○
7 ひきこもり支援の取組	-
8 自殺対策の取組	○
第5節 外来医療に係る医療提供体制の確保	-
第6節 切れ目のない保健医療体制の推進	-
1 がん	○
2 循環器病(脳卒中・心血管疾患)	○
3 糖尿病	○
4 精神疾患	○
5 認知症	○
6 救急医療	○
7 災害医療	○
8 新興感染症発生・まん延時の医療	○
9 へき地医療	○
10 周産期医療	○
11 小児医療	○
12 在宅療養	○
13 リハビリテーション医療	○
14 外国人患者への医療	○
第7節 歯科保健医療	○

項目	指標
第8節 難病患者等支援及び血液・臓器移植対策	-
1 難病患者支援対策	-
2 原爆被爆者援護対策	-
3 ウイルス肝炎対策	-
4 血液の確保・血液製剤の適正使用対策・臓器移植対策	○
第9節 医療安全の確保等	○
第10節 医療費適正化	-
第2章 高齢者及び障害者施策の充実	-
第1節 高齢者保健福祉施策	-
第2節 障害者施策	-
第3章 健康危機管理体制の充実	-
第1節 健康危機管理の推進	-
第2節 感染症対策	-
第3節 医薬品等の安全確保	-
第4節 食品の安全確保	-
第5節 アレルギー疾患対策	-
第6節 環境保健対策	-
第7節 生活衛生対策	-
第8節 動物愛護と管理	-
第4章 計画の推進主体の役割	-
第1節 行政の果たすべき役割	-
1 区市町村・東京都・国の役割	-
2 保健所の役割	-
3 東京都の試験研究機関の役割	-
(1) 都健康安全研究センター	-
(2) 公益財団法人東京都医学総合研究所	-
第2節 医療提供施設の果たすべき役割等	-
1 医療機能の分化・連携の方向性	-
2 果たすべき役割	-
(1) 公立病院	-
ア 都立病院((地独)都立病院機構が開設する病院)	-
イ 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	-
ウ 区市町村立病院	-
(2) 公的医療機関等	-
ア 特定機能病院	-
イ 地域医療支援病院	-
ウ 公的医療機関等(特定機能病院及び地域医療支援病院を除く。)	-
(3) 民間病院、診療所、薬局等	-
ア 民間病院(特定機能病院及び地域医療支援病院を除く。)	-
イ 一般診療所・歯科診療所	-
ウ 薬局	-
エ 訪問看護ステーション	-
第3節 保険者の果たすべき役割	-
第4節 都民の果たすべき役割	-

※ 色付けした項目は、進捗管理・評価を行う項目